

令和2年2月26日

保護者 様

甲佐町立乙女小学校

校長 川上 輝美

### 新型コロナウイルスへの対応について

昨日、コロナウイルスへの対応についてはお知らせしたところですが、3学期中の行事等につきまして、甲佐町教育委員会より別紙（裏面）のとおり通知がありました。感染拡大防止のため、本校でも町教育委員会の方針に沿った対応を行ってまいりますので、何とぞご理解いただきますようお願い致します。



## 新型コロナウイルス発生に伴う甲佐町教育委員会の対応について

### 1. 体調不良等による対応

- (1) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせず自宅で休養するよう指導する。
- (2) 児童生徒等が 37.5 度以上の発熱、強い倦怠感や息苦しさがある場合は、保護者に専門機関（御船保健所 TEL096-282-0016）に相談を行うよう指導する。
- (3) 児童生徒等の症状が軽度であって、保護者が出席をさせることに不安を感じた場合は自宅待機とする。

### 2. 感染者（児童生徒、その保護者、教職員、同居者）が発生した場合

- (1) 学校保健安全法第 20 条による臨時休校  
期間は、当該児童生徒及び教職員が、最後に登校した日から 2 週間とする。
- (2) 臨時休校期間中に卒業式及び入学式が重なった場合は中止とする。（卒業証書の授与は別途計画とする。）

### 3. 感染者が発生しない場合

- (1) 卒業式は、卒業生、その保護者、教職員で行うこととし、在校生、来賓等の参加はなしで行う。  
また、式典は極力簡易化（告辞、式辞のみで祝辞はなし）し、卒業生による歌唱はマスク着用で行うこととし、来場者にも手指消毒、マスクの着用を促す。
- (2) 学校行事（授業参観、送別遠足等）については、本年度いっぱい中止する。  
ただし、急を要する会議等の実施は、手指消毒やマスク着用を行うとともに、会議室等の会場についても考慮する。（児童生徒等は使用しない教室等）
- (3) 修了式、退任式を実施する場合は、全校で集まることのない方法をとる。
- (4) 入学式の式典内容の詳細は新年度に協議する。ただし、来賓等の参加はなしとする。
- (5) 部活動については、対外試合（練習試合も含む）は中止する。
- (6) 上記以外の場合でも、地域の方々に対しては学校行事への案内を控えるとともに、不要不急の来校の自粛を求める。  
また、教職員や児童生徒等は外部の不特定多数との接触を極力避けるよう努める。

※ なお、出席停止の基準及び期間、臨時休業の基準及び期間については、今後の感染拡大の状況や医学的見地の情報で変更する場合があります。